# 平成28年度 中野区集団指導(通所介護事業所)資料

# 1 事故報告書(区に報告が必要な事故)について

※ 事故が発生した場合の報告につきましては、中野区ホームページに「事故発生時の報告取扱要領」を掲載していますので、これを参照してください。

くらし・手続き > 健康・福祉 > 介護保険サービス >

【介護保険事業者向け】介護事業所関連情報 > 介護保険事業者における事故発生時の報告書

- 事故といっても様々な内容がある。
  - ・一般的な「怪我」をしたケース
  - ・薬の服薬漏れ、誤与薬
  - ・個人情報の紛失、漏えい
  - ・感染症、食中毒の発生 ※ 結核や疥癬などの場合は、保健所への連絡も忘れずに!
  - ・徘徊、行方不明 など
- 事故が発生した場合、基本的には報告書の提出が必要。しかし、区の要領の中で、 報告を要しないケースを5項目定めている。
  - ① 医療機関を受診するほどの怪我ではなかった場合
  - ② 医療機関を受診したが、治療は伴わなかった場合
  - ③ 誤与薬において、医師の指示を仰ぐ必要がなかった場合
  - ④ 老衰等、事業者等の責に帰さない原因により死亡した場合
  - ⑤ その他、被害又は影響がきわめて微少(ほとんどない)な場合

## ≪注意事項≫

- ※ 事故報告に該当する場合は、事業者の責任の有無にかかわらず、報告書の提出が必要。
- ※ 宿泊サービスにおける事故の同様の扱いになる。
- (1) ②の場合であっても、サービス提供に伴い(送迎を含むサービス提供時間中)発生した事故、原因が特定できない事故についても、報告書の提出が必要。

高齢者の場合、骨折しても手術等の治療は行わず、患部固定等の処置で様子を見るケースが多々見られる。このように②に該当するケースであっても、この事故が職員のサービス提供中のものであれば、区に事故報告書の提出が必要。

(2) ③について、薬の事故はほとんどが大きな事故にはならない。しかし、安易に考えていると利用者の生死に係わる重大な事故に繋がる可能性があることも事実。

薬に関する事故報告は多く、しかも繰り返されることが多いため、<u>治療の要否ではな</u>く、医師に指示を仰いだ場合は全て事故報告書の提出が必要。

#### ≪注意事項≫

- ・主治医の指示がない与薬は、保健師助産師看護師法第37条に違反の可能性がある。
- ・利用者が費用負担した処方薬を他の利用者に与薬することは、事業所が利用者の財産を不当に処分したことになる。

- 2 地域密着型通所介護の注意事項(事業所で注意していただきたいことについて)
  - (1) 他区市町村の被保険者の利用について

地域密着型になると、他の区市町村の被保険者が利用する場合は当該利用者の保険者から指定を受けなければ、介護給付を受けることができない。

本年3月中に契約している利用者に関しては、「みなし指定」の適用を受けるので、手続きは不要。しかし、「みなし指定」は利用者個人に適用されるため、4月以降に新たに他の区市町村の被保険者を受け入れる場合は、当該利用者の保険者の指定が必要。【別紙参照】 事前に保険者に相談してください。

(2) 被保険者証のサービス提供開始前の確認

中野区外に住所があるが、中野区内の身内の家に住んでいる高齢者もいるので、被保険者証はサービス提供開始前に確認すること。

(3) 運営推進会議の設置

本年4月、地域密着型通所介護事業所には、運営推進会議の設置が義務付けられた。 中野区では、みなし指定の事業所は1年間の猶予期間を設けているので、今年度中に設置すればよいが、設置した際には、変更届の提出が必要。

詳しくは、中野区ホームページで確認してください。

くらし・手続き > 健康・福祉 > 介護保険サービス >

【介護保険事業者向け】介護事業所関連情報 > 地域密着型サービス事業所関連の届出

- 9. 地域密着型サービス事業者の実施する運営推進会議及び評価について
- ※ 構成員として必要な「区職員または地域包括支援センター職員」について、中野区では地域包括支援センターに委託しているので、区職員は構成員にならない。
- ※ 「通所介護に知見を有する者」という規定は、例えばケアマネジャー(同法人が運営する事業所の職員でも可)でも構わない。
- (4) 各種の届出

今後、変更届、体制届等の各種届出の提出先は中野区。(介護予防は東京都) 届出の内容に変更があった際は、変更のあった日から10日以内に中野区への届出が 必要。(体制届は、算定開始月の前月の15日必着)

詳しくは中野区ホームページで確認してください。

くらし・手続き > 健康・福祉 > 介護保険サービス >

【介護保険事業者向け】介護事業所関連情報 >地域密着型サービス事業所関連の届出

- 3. 事業所の名称や所在地、管理者、運営規程等の変更があったとき(変更届出書)
- 4. 体制要件のある加算を開始、変更、終了するとき(体制届)
- 5. 介護職員処遇改善加算に係る届出等

問い合わせ先 介護保険分野 事業者指導調整担当

電話 03 (3228) 8878

Fax 03 (3228) 8972

中野区内の地域密着型に移行になった通所介護事業所について

平成28年3月			平成28年4月			
他区契約者	新宿区	Aさん	新たな契約者	新宿区	Cさん	
	杉並区	Βさん		練馬区	Dさん	

- ※ 3月の区外利用者は、新宿区のAさんと杉並区のBさん。 4月に新たに新宿区のCさんと練馬区のDさんの利用が始まった。この時、
- 1 4月1日現在、この事業所は中野区、新宿区、杉並区の「みなし指定」を受けたことになっている。
- 2 Aさん、Bさんは、「みなし指定」の対象なので、手続きは不要。
- 3 他区からの「みなし指定」は、利用者個人を対象としているため、Cさん、Dさんは「みなし指定」の対象にならず、新たに新宿区、練馬区から指定を受けないと給付が受けられない。

### ≪課題≫

Dさんは、指定を受けずに給付請求すればエラーとなり、その時点で指定が必要なことが 判明する。しかし、Cさんは、

- (1) 3月にはこの事業所に新宿区の利用者(Aさん)がいた。
- (2) 制度上、Cさんは新たに新宿区から指定を受けないと給付が受けられない。
- (3) しかし、3月にはこの事業所に新宿区の利用者がいたので、システム上はCさんの 給付費も支払いができてしまう。
- ※ 給付費が支払われるため、指定の手続きが必要なことに気が付きにくい。



## ≪事業所にとって困った状態に!≫

- Cさん、Dさんは、指定日前のサービス提供は給付を受けられない。
- 区市町村によっては、日付を遡っての指定は行わない。

事業所がCさんに関し指定の手続きを行わなかった場合、区の実地検査等まで発見されない場合がある。

例えば1年後に中野区の実地検査でCさんについて新宿区の指定を受けていないことが判明し、新宿区が日付を遡った指定は行わないとした場合、この1年間の給付費は返還を求められることになる。

従って、3月以前から利用している方がいる区であるないに係わらず、4月以降に新たに 中野区外の利用者を受け入れる場合は、当該区市町村(保険者)に連絡してください。